



## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づき減免を実施します。

### ■減免の対象となる世帯（要件）

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の収入が令和3年と比べ一定以上減少しており、次に該当する世帯

右の全てに該当する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯の主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等（事業、不動産、山林又は給与収入）のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、令和3年中に比べて3割以上減少している。</li> <li>○世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下である。</li> <li>○減少している世帯の主たる生計維持者の収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下である。</li> </ul>
-------------------	--

※やむを得ない事情を理由に申請が遅れた等の令和3年分については、対象要件の「令和3年」は「令和2年」に、「令和4年」を「令和3年」に読み替えます。

ただし、次に該当する方は、②の減免対象外です。

- ・世帯の主たる生計維持者の収入が、年金収入のみ（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）。
- ・世帯の主たる生計維持者が、雇用保険の受給資格があり、軽減の対象となる方（※非自発的失業者）の、給与収入の減少による減免（国民健康保険税）。

※非自発的失業者：失業時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者のこと。雇用保険受給資格者証の第1面「⑫離職年月日 理由欄により判別します。

### ■減免の対象となる国民健康保険税および後期高齢者医療保険料 令和4年4月～令和5年3月納期

### ■申請期限 令和5年3月31日（金）まで必着 ※お早めに申請ください。

### ■申請方法

- ・申請前に必ず電話で問合せください。
- ・受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送とします。制度についてご不明な点がございましたら、担当係まで問合せください。



▲詳しくはこちら

### ■その他

- ・申請書様式および詳細は町ホームページにも掲載しております。



## 医療費のお知らせ（医療費通知）について

余市町国民健康保険では、年5回、1～3か月分の医療機関を受診した医療費の総額が掲載されている「医療費のお知らせ」を世帯にお送りしています。これは、健康に対する認識を深め、医療機関にてお支払いした自己負担分を除いた医療費が、国保制度から支払われていることを理解していただくことで、国保制度の健全な運営に資することを目的としています。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

### ■確定申告での使用について

所得税の医療費控除について、平成29年分の確定申告から「医療費のお知らせ」を使用できるようになりました。確定申告の手続等については、税務署に問合せください。

また、以下の点にご注意ください。

- ・医療機関の請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- ・「医療費のお知らせ」は再発行できないため、医療費控除の明細書として使用する場合には、大切に保管してください。

なお、10月、11月診療分の「医療費のお知らせ」は2月上旬頃、12月診療分は3月上旬頃に発送となります。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121